

平成18年度第4回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成18年9月5日（火曜日）

午後1時30分から午後4時10分まで

場 所：特別会議室

平成18年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成18年9月5日（火） 午後1時30分から午後4時10分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 遠藤 勝彦 委員 長田 洋子 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員

司 会 只今より平成18年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は、森杉部会長を初め8人の委員の方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、田中副部会長、山本委員は、所用により本日ご欠席との連絡が入っております。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。資料は、次第及び資料1の審議内容整理票となります。また、追加説明資料につきましては、各事業の説明時にその都度担当の方から配付させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

それでは、只今より会議に入りますけれども、ご発言の際はお手元のマイクスイッチをオンに、発言終了後はオフにさせていただきますようお願いいたします。

なお、本日の議題では次第に記載のとおり、詳細審議4件、報告事項5件を用意しておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

部会長、よろしくようお願いいたします。

森杉部会長 会議を開催いたします。

まず、議事録署名の委員をお願いします。両角委員と遠藤委員のお二人をお願いしたいと思います。

次に、会議の公開についてです。当会議は公開です。傍聴に際しましては、本会場に表示しております傍聴要綱に従うようお願いいたします。写真撮影と録音につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、審議に入ります。

議事にありますように、審議案件は4件です。事業毎に、初めに県からご説明いただき、質疑応答という形でまいりたいと思います。この4件につきましては、今日中に審査結果を取りまとめたと思っております。その後、報告について説明いただくこととなります。

審議案件の第1番目は、審議資料の10番であります。都市計画道路北浜沢乙線道路改良事業から順次始めていきます。

この事業は、再々評価の事業です。委員の方々もご存じと思いますが、以前に

現場調査にも行った都市計画道路です。第1分科会では、基本的にはほとんど事業が終わっておりますので、決着をつけようとしたのですが、一応いろいろなバックアップしているデータについて、今後の塩竈市における交通量の取り扱いの方針についていろいろな懸念がありましたので、改めて詳細審議という形でお願ひしました。

というわけで、県からご説明いただきますが、大体皆さんわかると思いますので、10分程度でご説明いただきまして、10程度でご質疑をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

都市計画課長 都市計画課長の遠藤でございます。

これから都市計画道路北浜沢乙線の道路改築事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

今、森杉部会長から概要は皆様おわかりというお話でしたが、本日お手元にお配りさせていただいております公共事業再評価調書の1ページ目をご覧くださいればと思います。

この北浜沢乙線は、塩竈市のちょうど東塩竈北浜地区から利府の沢乙地区、しらかし台という団地のあるところなんです、そこを結びます8.6kmの都市計画道路でございます。塩竈中心部と内陸部、それから三陸縦貫道の利府塩釜インターチェンジというのがございますが、そこを結ぶ交通機能上重要な幹線道路であるというふうに、我々位置づけております。

今回、再々評価をお願いしております区間につきましては、塩竈市の本町29番地から赤坂141番地の間のおおよそ0.85kmの区間でございます。ご存じのとおり、この区間につきましては、塩竈神社の表参道、それから商店街がございまして、塩竈市のまちづくりの骨格的な位置づけとしての重要な区間として位置づけております。しかしながら、現状につきましては幅員が非常に狭く交通渋滞が激しいことなどから、さらに、歩道が設置されていないということもございまして、交通に非常に支障が生じておりました。そのため、交通の円滑化、それから歩行者の安全確保、あとそれから、この区間の快適な交通空間を創出するという意味でこの事業を推進してきたわけでございます。

概要につきましては以上でございますが、いろいろ分科会及び部会の方で指摘あった事項につきまして、順次ご説明をさせていただければと思います。

追加説明資料1ページをお開きいただければと思います。

まず1番目ですが、これは当該道路の広域道路ネットワーク上の位置づけについて説明することというお話です。

これは実は再評価のとき、私担当しておったんですが、平成13年に既に指摘がなされておった内容でございます。大変申しわけなかったのは、その内容を今回の再評価の中での確に我々反映させておかなかったという部分がありまして、ご迷惑をおかけしたと思ひます。この場をおかりしましておわび申し上げます。

広域ネットワーク上の位置づけについては、ここに書いてございますが、ちょうど2段落目のところにいろいろとネットワーク上の機能が書いてございます。ご承知のとおり、塩竈市は市街地が相当集約しておりまして、まだ道路ネットワークが不完全な状態なんです、南北方向の道路といたしましては、国道45号と県道の仙台塩釜線がございまして、また、西部の方には先ほど申し上げました三

陸縦貫自動車道が整備されておりまして、どちらかと申しますと南北を貫く道路についてはある程度整備が進んできたところ、今回の当該区間を含みます東西に連絡する道路につきましては、なかなかネットワーク化されていないというのが現状でございます。

今のところ、計画といたしましては、北側の部分で越の浦春日線、それから市街地中央部といたしまして、今回の北浜沢乙線。それから、市街地南部につきましては玉川岩切線ということで、三つの路線を計画しておりまして、塩竈市内をいわばはしご型、ラダー型の都市計画道路、道路ネットワークで形成させようというふうに考えております。

今回の再々評価を行います北浜沢乙線につきましては、ご承知のとおり、酒造所、それからみそ・しょうゆの醸造所、塩竈神社の表参道等がございますので、この区間につきましては、「歴史の香る環境型都心住居ゾーン」として位置づけて、できる限り環境に配慮した整備を進めていくということで、電線類の地中化、天然石の歩道舗装、それから、せせらぎ水路等の整備を行ってきたところでもあります。

内容的には、下からちょうど6行目になりますが、この路線につきましては、市街地の中央部を横断する道路ということで、全線開通いたしますと三陸縦貫自動車道の利府塩釜インターチェンジから最短で市街地に乗り入れることが可能になります。当然、多量の交通が見込まれます。観光客も相当、観光車ですか、入ってくるのが予想されますが、当面、私ども、現在もそうですが、完成後におきましても地元市、それから商店街、それから交通管理者と調整を行いまして、大型貨物車の通行規制を働きかけていきたいというふうに考えています。そうすることによって、表参道の交通環境がある程度整理されるということもございまして、今後につきましてはそういった形で積極的に関係機関に働きかけていきたいというふうに考えております。

続きまして、2ページ目以降ですが、広域ネットワーク上の位置づけとともに、道路整備を塩竈市内においてどう進めるかということについてステップを追って書いてございます。これはかいつまんでご説明を申し上げます。

2ページ目のステップ1については、今のところ、事業区間と書いてあります北浜沢乙線の当該区間についてのみ記しております。これは赤印ですが、順次、事業を予定する部分については、ピンク色で示させていただいております。3ページ目のステップ2につきましては、先ほど申し上げました北側の越の浦春日線、これの整備を急ぎたいというふうに考えております。それから、南側の通称産業道路と申しておりますが、仙台塩釜線、これは都市計画道路で八幡築港線と申しておりますが、これの整備を急ぎたいというふうに考えています。ステップ2としましては、まず、越ノ浦春日線の全線供用を目指すということで、北側の横軸の整備を進めたい。

それから、次のページをお開きいただければと思いますが、4ページにつきましては、先ほどお話ししました仙台塩釜線の残り区間と多賀城の方から入ってまいります玉川岩切線、これが塩釜駅までつながっておりますが、その整備を急いでいきたいと、整備を進めていきたいというふうに考えております。

その後になります、北浜沢乙線の残り区間のインターチェンジに直結する区間につきましてはその後のステップ4で整備をし、なおかつ、全線供用いたしま

しても、先ほど申し上げましたように、関係機関との調整によりまして、今回の事業区間については大型貨物車の通行規制を継続していきたいというように考えております。

これが広域的なネットワークに関する考え方でございます。

それから、6ページをお開きいただければと思います。

これも広域ネットワーク上の当該路線の配分交通量によるB/Cを算出し直すことというご指摘がございましたので、7月19日に交通量調査を実施いたしました。当日あいにく雨の天気模様でしたので、ちょっと通常の交通量とは多少違った数字が出ているかもしれませんが、約9,800台という数値を得ておりますので、この数値をある程度参考としながら、次の7ページでございまして、平成14年度に実施いたしましたパーソントリップ調査のデータをもとに、もう一度交通量の算出をし直しております。

これはちょっと複雑なんですけど、ちょうど真ん中に図面書いてございましてけれども、四角でネットワーク上、ちょっと不整形ですが、囲まれている区間を対象といたしまして、北浜沢乙線が整備されている場合と、整備がされていない場合の交通量をそれぞれパーソントリップ調査のデータを使いながら、やりくりをしております。細かい部分についてはちょっと省略をさせていただきますが、整備ありで9,885台ということになります。これは平成19年の交通量。整備なしの場合に9,821台ということで、余り交通量的には変化ございませんが、9,885台という数値を使わせていただいて、B/Cの算出をし直しております。

その結果が8ページでございまして。

平成13年にお示しいたしました計画交通量から比べますと約6,000台ほど減っておりますが、この9,885台をベースにいたしましてB/Cの算出をさせていただきます。その結果といたしまして、B/C1.74という数値を得ております。事業費、コスト53億1,320万円に対しまして、今回電線地中化便益も加えさせていただきます。それを加えた結果、便益合計といたしまして92億4,920万円ということで、それらを比較いたしまして1.74という数値を得ております。

それから、歴史的景観を大事にした観光客を誘導する道路と、物流の通過道路、産業道路、相矛盾するのではないかとご指摘がございましたが、これは先ほど来申し上げておりますとおり、当該区間におきましては今後とも大型貨物車の通行規制を働きかけていきまして、警察の方もそれに対しては理解を示していただいておりますので、この路線が全線開通した暁におきましてもそういった措置を継続していきたいというように考えております。

それから、先ほど申し上げましたB/Cの中に電線地中化のB/C入れさせていただきます。これも分科会での指摘だと思いますが。一応平成14年度の共同溝の整備効果評価に関する検討概要報告書というのがございます。これは森杉部会長のご指導もいただきまして算出させていただきます。年間便益原単価を34,221円、メーター当たりとさせていただきます。B/Cを計算しております。これは電線地中化に伴う区間部分においてのみということで計算をしております。その結果、B/C1.37という結果を得ております。これは全体のB/Cに置き換えますと0.06上乗せになるという結果になって

ございます。

それから、電線地中化の主体別費用負担の内訳を調書に追加記入することにつきましては、先ほど冒頭で申し上げました再評価調書の1ページ目をご覧くださいければと思いますが、事業概要・事業制度のちょうど下の三つ目の欄ですが、電線共同溝建設負担内訳ということで、国53.7%、県34.2%、市9.8%、電力・NTTなどが2.3%と、電力・NTTについては負担額も示させていただいておりますが、このような内訳になっております。

なお、電線管理者負担金の原単価につきましては、1条当たり、1km505,000円という数値が出ております。それをこの区間において設置します管路延長10.34km、0.85に対して10.34は非常に長いというふうにお考えかもしれませんが、電線1条について延長やっていますので、複数にいろいろと埋設しております。そういった関係で約道路延長の10倍ぐらいになっておりますが、10.34kmということで、管理者負担金総額につきましては約550万円という計算になってございます。

以上、分科会等で指摘をいただきましたものを含めましてご説明いたしました。

森杉部会長 ありがとうございます。
それでは、ご審議のほどお願いいたします。

長田委員 分科会では、産業道路と、それからこういう観光道路みたいなものと、何か併用していくみたいなイメージがあったので、そこら辺がちょっと問題になったんですが、今の説明できちっと通行規制していくというお話だったので、いいのかなと思いますけれども、規制というのは、ちょっと直接関係ありませんけれども、どのような規制をするのか。例えば重量規制するのか、それから時間で規制しているのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

都市計画課長 お手元の追加説明資料の6ページ目をお開きいただければと思います。
ちょっと時間の都合上ご説明申し上げなかったんですが、交通量調査の集計表の下の方の※印の1番に書いてございますが、これは現在の状況ですが、大型貨物自動車等通行止めにつきましては、積載量5トン以上、もしくは車両総重量8トン以上の車両を対象として今通行規制をしております。ですので、同様の形で今後も働きをかけるということと。

あと、ちょっとご覧になっていただきたいのが、その表の一番右端の断面計というところの一番下の普通貨物車という欄がございます。これの数値を見ていただければおわかりになると思いますが、261台という数字になってございまして、これはとりもなおさず通行規制、要するに通過交通を規制している結果として、大型車の混入率が極めて低い状況になってございます。ここに入っていますのは、今申し上げた5トン以上とか、8トン以上に該当しない車が入ってくるといことと、あと、その区間にもともとお持ちの車の営業されている方がいらっしゃると思いますので、その方たちは通行されていますので、その数字が出ているということで、将来的にも規制をすることによって、このレベルの数値に押さえることが可能だろうというふうには我々見ております。

森杉部会長 ほかにどうぞ。よろしいですか。

それでは、これはまだ結構残っているんですかね。（「来年度まで」の声あり）来年度までということで、しっかり最終の美をお飾りいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、ありがとうございました。

次は、審議資料では11番です。

ふるさと林道緊急整備事業・森林基幹道開設事業女川京ヶ森線ですが、皆様方で現地視察をさせていただいた案件です。

この事業につきましては、本委員会で沼倉委員から便益の算出方法についてのご指摘がありました。それで、県の方で修正するのに時間がかかるということであったので、継続審議としたものです。

それで、県の担当課で私のところに相談に来られましたので、私の方でも改めて便益の計算の方法の提案を行いました。そして、やり直していただきました。これから、その内容について県よりご説明いただきまして、この案件についての審議を始めたいと思います。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

林業振興課長 林業振興課長の畠山でございます。よろしくお願いいたします。

沼倉委員からご質問あった件につきまして、本日まで回答を保留しておりましたこと、おわびを申し上げます。

質問されました林業生産便益の内容を検討しましたところ、入力いたしました式に間違いが見つかりました。また、便益計算の手法が現地にそぐわないことも判明いたしました。これにつきまして、先ほど部会長からお話ありましたところでございますが、相談いたしましたところ、現地に合う計算手法といたしまして、消費者余剰によります手法を教えていただきました。その手法で便益計算のやり直しを行いましたので、その結果についてご説明をいたします。

まずは、消費者余剰によります計算方法について説明をいたします。

お手元の追加説明資料の1ページをご覧ください。

消費者余剰とは、消費者の最大留保価格から取引価格を引いたものでございまして、その取り引きから消費者が得る便益でございます。資料に記載したグラフは、消費者余剰の考えを林道に当てはめた場合を模式的に示したものでございまして、最大留保価格には既存林道からの伐採搬出費用、取引価格には女川京ヶ森線からの伐採搬出費用を採用いたしております。グラフで黄色く着色した部分が便益となります。便益の計算式は、資料下のオレンジ色の式でございまして、既存林道からの伐採搬出費用と女川京ヶ森線からの伐採搬出費用の差に伐採量を乗じまして、さらに2分の1にしたものが木材生産便益となります。

次に、実際の便益の計算方法をご説明いたします。2ページをお開き願います。

費用につきましては、林道からの搬出距離や面積バランス等を考慮いたしまして、既存林道からの伐採搬出費用は4パターンに区分しております。また、女川京ヶ森線からの伐採搬出費用は三つに区分いたしました。その費用を組み合わせますと12のパターンになります。便益の計算には伐採量も必要ですので、伐採量を求めるため、まず12の組み合わせに対応した面積を求めました。

そのために、3ページの既存林道からの伐採搬出区域図。次の4ページの女川

京ヶ森線からの伐採搬出区域図を作成いたしましたして、それらの図面を重ね合わせた図が、5ページでございます。この図面から12の 패턴の面積を求めまして、これをもとにパターンごとの伐採量を県が管理しております森林簿から算出いたしております。

これらの伐採搬出費用と伐採量を用いまして、12の組み合わせの便益を求め、合計したのが木材生産便益でございます。便益を再計算した結果が6ページのとおりでございます。資料の左側が当初の便益でございますして、右側が再計算後の便益でございます。再計算後の林業生産便益は18億4,380万3,000円でございます。便益の合計額は34億9,557万3,000円となりました。なお、再計算することによりまして、当初の便益が計算区域に含まれたものや、費用の構成に含まれたものがございましたので、矢印のとおり、四つの便益を木材生産便益に統合いたしております。その内容は次の7ページとなっております。

費用対効果、B/Cでございますが、これにつきましては8ページに記載してあるとおり、1.21になりました。

最後に資料の9ページをご覧ください。

森杉部会長の方から、林道の便益につきましては伐採されないと発揮されないので、伐採の実施について、県の方針を示してほしいというご指摘をいただきましたので、森林の整備や木材利用の推進について資料を用意いたしましたので、ご説明いたします。

3点ございますが、1点目、間伐の推進につきましては、前回もご紹介申し上げましたが、林業政策の重点課題でございまして、現在国、県を挙げまして取り組んでいるところでございます。特に本県では、本年度、平成18年から県単独補助事業といたしまして、「もっともっとみやぎの間伐材流通拡大事業」をスタートさせたところでございます。これらの補助事業を導入いたしながら、積極的に間伐を進めていきたいと考えております。

なお、本年度は石巻側でございますけれども、約30～40ha、間伐を実施する予定でございます。

2点目の合板用材として県産材の利用推進につきましては、既に地元石巻に需給調整会議が発足いたしておりますして、その機能が働いております。この中で、計画的な伐採と利用を進めてまいりたいと考えております。

3点目、当路線は利用区域が約1,000haと広大でございます。その全体的な森林の整備や伐採を円滑に進めていくということで、今後連絡調整会議を設けまして、伐採対象地の団地化とか、作業路網の計画、伐採スケジュール等々を行いながら、当路線によります森林の整備や木材利用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

森杉部会長 ありがとうございました。
 ご審議のほどお願いします。どうぞ。

沼倉委員 現地調査に行きまして、実際森林をこのままにしておくと、間伐しなければいけないということを、実際に見させていただきました。ベネフィットの算出方法

の変更も非常にわかりやすく、方法にも、またその結果についても問題がないと思っております。

森杉部会長　ほかにどうぞ。いいですか。

林業の、それにしても便益が小さいですよ。いろいろと工夫しているんですけども、特にね。これはこれで伐採の方はこういうものだろうと思えますけれども、地球環境に与える影響の問題とか、こういうのも今の方法は非常に問題ですよ。今回何か特別に違う方法でやろうという、そういうつもりはありませんけれども、少し林野庁にも文句を言って、まともな便益の計算の方式を開発すべきだというような注文をやる必要があるんじゃないかと僕は思っているんですけども。農業についてもここで言っていたら、農水省の方でもそういう声が聞こえていたそうですから、遠くの方から聞こえていたと言っていましたから。それで修正すると言っていましたから、結構可能性があるんじゃないかと僕は思うんですけども、こういうときに文句を言っておくと。そんなふうに思っています。どうぞ。

長田委員　今森杉先生のお話を聞いて気がついたんですが、私は自然環境保護の審議委員をしているんですが、「いろいろな公共工事が行われるに当たって、自然保護課は、何かそれなりの要望みたいなものを出しているんですか」と聞いたんですが、「出しているんだ」という話だったんですね。具体的には説明いただかなかったんですが。ここで改めて聞きますが、自然保護課から何らかの要望みたいなものはあるのでしょうか。出されるのでしょうか、こういう工事のときに。

林業振興課　林業振興課の守屋と申します。

自然保護課の方からはそのような要望はないですが、自主的にいろいろ事前に調整しまして、環境影響調査なりを行って、この林道も開設しております。その点について、一応自然に配慮した形ということで林道の開設を行っております。（「特にないわけですね」の声あり）特にこうしてくださいというのは、先にいろいろ情報があれば相談はするんですが、この区域につきましては、そのような貴重な動植物も事前には当方で把握していませんでしたので、環境影響調査を実施してやっております。

森杉部会長　そうですね。この問題は、この現場を見て間伐ができていないというのはわかりましたね。非常に何か危機があるというのがわかりましたね。現地調査は大変大きな情報を与えてくれたように思います。

いいですか。これも条件はありませんね。それでは、継続でお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、3番目に行きます。

審議資料2 2番の鮎川漁港広域漁港整備事業です。

この件も現地調査の方でかなり詳しいご説明をいただきましたので、問題点もある程度おわかりと思います。第3分科会でも詳細審議を必要として、先日、現地調査を実施したわけです。

県の方から、事業の概要と分科会の審議概要をなるべく簡潔にご説明いただき

まして、それから指摘いたしました事項に関する追加のご説明をお願いいたします。

漁港漁場整備課長 それでは、パワーポイントの資料も用意いたしましたので、お手元の資料も含めまして、前方の画面を見ながら説明をしたいと思います。

まず、本日提出した再評価調書の1ページ目でございますけれども、施行地は石巻の鮎川浜、牡鹿半島の先端でございます。事業につきましては、外郭施設で、防波堤の改良が30mほか、臨港道路などとなっております。そのほか、その画面の方の赤くなっておりますけれども、南防波堤100mございますが、それを除くすべての施設については昨年度までに工事を完了しております。南防波堤の事業につきましては、事業調整によりまして今年度は休止しているという状況でございます。事業費につきましては、変更全体事業費で12億9,000万円、全体の進捗率が23.3%になってございます。

それから、資料1の審議内容整理票22ページでございますけれども、第3分科会で⑥番に記載のとおり、今まで完成したものに対する費用対効果の計算というご質問をいただいております。言いかえますと、当事業での未完成の施設は南防波堤となりますので、それを除いた費用対効果の算定を行うということになります。

その質問の費用対効果算定結果が追加説明資料の資料1となっております。

まず、今画面にございますのが、航空写真で、先ほども言いましたとおり、南防波堤は赤で着色した部分になってございます。既設防波堤の画面右側が外洋側でございまして、現況では防波堤の高さが不足しているために、港内に波が防波堤を越えて進入して港内静穏に影響を与える状況がございました。それを改善するために防波堤の高さを上げまして、港内進入の波を防ぎます。一般的な防波堤のかさ上げの目的につきましては、今ご説明したとおり、港内静穏度の確保ですが、この鮎川漁港の場合は、既設防波堤背後に整備する係留施設への越波を軽減しまして、安全に係留施設を利用することを目的として護岸を整備しております。

次に、係留施設の建設でございます。この構造は、地盤が比較的良好な場合の重力式というタイプでございます。まず、基礎に捨石を投入いたしまして、次に、陸上で作成したコンクリートのブロックを運んで積み上げ、その背後に裏込石を投入します。その後、積み上げたコンクリートブロック上に計画の高さまでコンクリートを打設し埋め立てを行います。最後に、船の接岸エネルギーを吸収する防げん材、それからエプロン舗装及び道路舗装を整備して、それにより不足している岸壁の延長を補います。

以上説明した施設の整備前後の写真が今画面にございますけれども、上の方が整備前、下の方が整備後でございます。現地調査に出席いただいた委員の方々には記憶にあるかと思いますが、南防波堤の施工位置確認のためにバスを乗降した付近の写真でございます。

次、お願いいたします。

第4種漁港になってございますけれども、これは4種漁港の定義でございます。離島その他辺地にあつて、漁場の開発または漁船の避難上特に必要な港。鮎川漁港は、県内142漁港中、唯一の第4種漁港に指定をされております。

第4種漁港の整備につきましては、在来船以外の漁船の避難も想定しているこ

とから、港内静穏度算定の対象来襲波が通常の波より厳しくなってございます。休憩岸壁の使用における対象来襲波につきましては、4種の場合は30年確率波となっております。その他の港につきましては、1年確率波でございます。

現状と問題点、これは只今お話したとおり、港内ほぼ全域において港内静穏度30年の確率が確保されていない状況です。そのため、4種漁港としての機能が著しく不足しています。

計画と効果につきましては、南防波堤を新設することによりまして、静穏度を高め、避難港として機能を高めることとなります。

そのシミュレーションが画面にありますけれども、右側が南防波堤を整備した場合、左側が南防波堤を整備しない場合で、港内静穏度解析を行ったものでございます。濃い青色が最も波の高さが低い0.1m以下を示して、赤い色に近づくに従って波が高くなることとなります。黄色の波の高さが1.0～0.5mの範囲を、緑色が0.5～0.4mの範囲を示しております。整備をしない場合は、港内の大部分を波の高さが0.5m以上となる黄色になっております。これは避難港としての機能が確保されないという状況になっております。整備を行った場合は、一部で黄色の部分が若干残りますが、0.5m以下となる緑から青色となっております。避難港としての機能が確保される状況となります。

静穏度解析を用いる30年確率波の波高が高さ2.35m、それから平面図に記載している波高が2.7mとなっている点と、港内静穏度の悪化の原因について、徳永委員より事前にご質問がございましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、波高の違いでございますが、防波堤の設計に用いる波高は、施設を設置する水深によって波高は変化をいたします。一般的には施設前面の水深が浅ければ波高は高く、逆に深くなれば波高は低くなる傾向にございます。これは水深が浅くなると海底の影響を受けて波高が高くなるためでございます。

平面図に記載しております「 $H=2.7\text{m}$ 」ですが、南防波堤新設箇所よりも水深の浅い南防波堤全体の間部における設計の波高を示しております。それに対して、静穏度解析に用いている2.35mの高さですけれども、これは水深の深い南防波堤を新設した場合の先端部における波高を示してございます。このことから、波高の表記が異なっている点ですが、検討している対象施設の水深の違いによるものでございます。

次に、港内静穏度の悪化の原因でございます。

これを説明いたしますと、先に配布していた再評価調書の事業目的には、静穏度悪化の原因につきまして、「荒天時の防波堤越波などによる港内安全停泊用の施設不足などが課題」と記述しておりましたが、鮎川漁港の静穏度悪化の原因は、港口からの進入波の影響によるものでございます。記述が適切でなかったことから、本日配布の訂正用の再評価調書には、「港口からの進入波による港内安全停泊用の施設不足などが課題」と訂正させていただきました。

なお、既存の防波堤につきましては、必要な高さを確保しているため、かさ上げは必要としておりません。

次に、事業実施の課題でございますけれども、下に書いてございますとおり、南防波堤の建設費用が約10億円でございまして、早期に進捗させることが困難であると。二つ目としては、地元からの同意が得られておらず、本年度は休止と

なっております。

その理由といたしましては、一つとして、その防波堤延伸によりまして、金華山観光汽船の航路が鋭角となるために、入出港が不便、または危険と感ずるということで反対を受けております。二つ目としましては、防波堤計画位置付近にギンザケ養殖の生け簀がございまして、その整備に当たりましては、生け簀の移動が必要となる。三つ目といたしましては、防波堤の必要性は避難港としての港内静穏度確保でございまして、通常利用されている地元の方々としては余り必要性を感じていないということでございます。

次に、南防波堤の整備効果ということで、防波堤を行う場合の総事業費と費用対効果を記載してございます。総事業費として整備を行わない場合は2億9,710万円、それに対して、整備をしますと12億8,700万円になります。費用対効果としては、5.08が3.29という数字になってございます。

これは南防波堤の整備を行わずに、一般的な漁港として、いわゆる1年確率波としての静穏度検討を行った場合でございます。一部岸壁におきまして許容の波高を超えるものの、ほぼ満足する静穏度が確保されておまして、一般的な漁港としての静穏度を保有している状況でございます。

それでは、追加説明資料の資料1を用いましてご質問の内容を説明させていただきます。

8ページから10ページに赤字に取り消し線を施して記述しているものが、南防波堤の整備に伴って発現する便益の項目で、その効果について削除をしております。

1ページ目をお開きください。

その結果、1ページ目の中ごろ、標準年間便益額の合計になりますが、8,483万7,000円となり、整備した場合に比しまして約1億2,000万円ほど少なくなっております。南防波堤100m整備に要する費用9億9,000万円を削除し、B/Cを算定した結果、3.29から5.08というふうにB/Cがなります。南防波堤の整備を行わなかった場合におきましても効果が出るということが確認できました。

説明は以上でございます。

森杉部会長 以上ですか。

漁港漁場整備課長 以上です。

森杉部会長 この経営体の予測の問題はここじゃなかったでしたか。違うところでしたか。

漁港漁場整備課長 水産基盤整備全般ということで、最初冒頭にお話しする予定だったんですが、部会長の方から冒頭に鮎川というお話がございました。

森杉部会長 そうですか。では、それを今からでもいいですから、説明をお願いいたします。

漁港漁場整備課長 審議内容整理票16ページの水産基盤整備事業全般をお開きいただきたいと思います。

⑤番に記載のとおり、費用対効果分析のやり方と計画の整合性についての説明を求める旨のご意見とご質問をいただいております。

まず、その内容について、追加説明資料及びパワーポイントを用いまして説明をしたいと思います。

まず、水産業の振興に関する計画として、宮城県では「みやぎ海とさかなの県民条例」というものをつくってございます。資料に記載のとおりでございますけれども、平成15年3月20日に公布しておりまして、計画の目標年次は平成25年としております。基本の理念といたしましては、水産業の振興は、水域環境の保全、それから水産資源の持続的な利用を図りながら、本県が国内の水産物の供給拠点として将来にわたって安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう維持されなければならないというような原案をもって計画をされております。

施策の推進に当たりましては、県及び水産業者並びに県民の責務と役割を明確にして、積極的な施設展開を図り、健全で豊かな食と環境を実現する水産業を構築していくとあります。また、厳しい漁業経営が続いている中、活力ある漁業経営体の育成と安定した漁業生産の実現のために、目標年において1経営体当たりの漁業生産額を増大させ、漁業所得を向上させることを基本的な考えとするとございます。

計画の目標値といたしましては、県全体の経営体数、平成13年が4,763経営体でございますが、平成25年の目標値といたしましては4,020経営体、約15.5%の減でございます。次に、1経営体当たりの生産額、これは養殖業のケースでございますが、基準年、平成13年の910万円が平成25年では1,150万円ということで、26.3%の増となっております。

その例でございますけれども、まず、漁場は有限でございます。経営体数に応じて分けられていますが、現在は1経営体当たりの所得に対して過密な状況でございます。適切な経営体数になることによりまして、安定した漁業経営を持続させるということで、その下の方にちょっと例がございますけれども、8経営体で例えば生産した漁場におきまして2経営体が減少いたしますと、空域となりました漁場を6経営体にて分配して生産することになりまして、1経営体当たりの所得が増加するということになります。ただし、作業の日数も増加をいたします。

それから、将来におきまして、漁業経営体数が減少することが予想されているが、1経営体当たりの作業量の増加などによりまして、将来におきましても現在と同程度の延べ年間作業量になることが想定されます。そちらの下の方に、8経営体が1経営体当たり年間作業日数を60日としますと、480日が延べの年間作業日数でございますが、将来につきましては、同じく6経営体の80日で480日となるということでございます。

この考えに基づきまして、費用対効果算定資料の見直しを行ったものとして、審議資料22番、鮎川漁港の資料3とか、審議資料23番、松岩漁港の資料3、審議資料28番、磯崎漁港の資料2を添付してございます。具体的事例としまして鮎川漁港の資料3に基づきまして説明したいと思いますので、資料をご覧くださいと思います。

資料3の8ページの赤書きのところですね。整備後のところで、漁船の隻数が55隻、それから作業日数が253日ということで、おのおの5.5%の減少と増加になってございます。

漁港漁場整備課 補足いたしますと、平成13年、平成14年に当初計画を立てたときに、ヒアリングの仕方として、経営体の動向と漁船数の動向ということで、地域によってヒアリングの内容が違っております。鮎川の場合は、整備前の漁船の隻数ということで、経営体にかわって漁船の隻数の動向を確認しておりましたので、ここにつきましては漁船の隻数の増減ということで、ここで赤書きということで対比しております。違う地区では経営体ということで出てきますので、松岩は恐らく経営体で出てまいりますので、その際にはまたそういうふうな形で15.5%の減少ということで算出し直しております。そういうことから、ヒアリングの関係で、鮎川につきましては、漁船の隻数によって経営体を評価しているということで承知願いたいと思います。

その結果として括弧書きということになっていますけれども、ほとんど差はなく結果としてはあらわれているということでございます。

徳永委員 これはだから、隻数が5.5減って、その分延べは一緒になるはずだから、作業日数を5.5増やしたということだと思えるんですけども。（「そのとおりです」の声あり）

そうすると、本来1に戻らなければいけないんですよ。だから、厳密に計算すると5.5%増では追いつかなくて、5.55%とか割り増しして、結果的には数値は変わらないという算定の仕方をやられているということじゃないんでしょうか。

漁港漁場整備課 5.5という数字を扱ってまして、それ以下の数字についてはそういうことで……。

森杉部会長 以上ですか。（「以上です」の声あり）

それでは、この式からでも結構ですし、鮎川漁港の方でも結構です。お願いします。

徳永委員 ということで、前回のとか、当初の資料をこの資料3で置きかえればいいと、差しかえということですね。（「はい」の声あり）

それをさらに、南防波堤を延ばさなかった場合というのが今日の追加説明資料の資料1だということですね。（「そのとおりです」の声あり）

それは資料1のような形で南防波堤を100m延ばすのをやめるという選択肢もあり得るといふ表明なんでしょうか。

漁業漁場整備課長 先ほど説明した4種漁港という性格、避難漁港という性格がございますので、それを踏まえれば、条件が整えばそういった整備を行いたいと思っておりますけれども、やはり地元の反対とか、最近ではほかの港などへの避難も増えてきて、実態としてなかなかこっちの方にそういった船もないという状況も考えれば、状況がそういうことであれば、そういったことがなければなかなかできないのかなという感じはございます。

森杉部会長 どうぞ。

沼倉委員 資料1の計算し直した表で、これは残事業、今までの事業とあと全体の事業との比較がありますので、残りの残事業についてはどうかということで行きますと、表につきましてはそこで出ておりますように、事業合計で今までのが2億9,700万円で全体が12億円ですから、その差額が残事業となるはずだと思います。それはすぐわかるんですけども、次の便益の方で、今まで行ったものの便益と、あとは全体の便益ということの比較ですね。Bのところを見てみるとどこが違うのかということ、この便益の計算だと、水産物生産コストの削減効果が違うよという出し方です。

そこの中の項目で、非常時・緊急時の対処というようなところでは、実は最初から便益が計算されていないわけですね。ところが、今100mつくろうというのは、ここの漁港の人たちのものじゃなくて、それ以外の人たちだということ、100mつくりますよ、でも便益は今の漁業者のものだけの増減を見ていて、避難についてのものについても最初から考えていないとなると、当然、これはつくらなくてもいいんじゃないかというような表になるのは計算上必然的なんですね。本当にここの漁港で、国の指定になっているような緊急避難の要請がどのくらいあるのかというのは、これは数値化では、比較の中では見れない状況だと思うんです。

ですので、地元の住民の反対もあるのかもしれませんが、やはり海というのは特定の個人のものでもないのも確かですから、ここが本当に必要かどうかということがわからなければ、軽々にその事業をやめた方がいいとも言えないのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

漁業漁場整備課長 実態としての避難漁船の、例えば総数とか、そういったものが把握できなかったためにいわゆる便益を出せなかったということでございます。

森杉部会長 これは難しい問題ですよ。やはり効果がないということですかね。

実際に避難港として使われていないということですよ。そういうことですねよ、問題は。（「はい」の声あり）使われていないから便益の計算の仕方ができないと。マニュアルには、その使われ方に応じて便益の計算する方式があるんですね、恐らく。多分あるんだと僕は思ったんですけども、今のお話聞いていて。実態的な予測はやらざるを得ないんですね、これは。今までないけれども、誘発的に出てきますよとか、あるいは出てこないでしょうとか、そういうことですね、これは。

沼倉委員 緊急避難時の体制ということでは、県だけの考えではできないところもありますので、関係各省とさらに調整をして本格的な工事の前に検討していくことが必要なのかなというので、何かちょっと余りはっきりしない意見なんです。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

今の件は、実は僕の方に課の方から、ある種の要望みたいなものがありまして、条件を附して継続妥当という形で、この南防波堤の整備については今後も国と地

方、地元の関係者との事業調整を十分やって、整備計画そのものをやっぴり見直していくという方向で継続というふうな方向でいきたいという要望が来ております。あらかじめ申し上げましたけれども、そういうふうな要望をしておられると、こういうことです。

長田委員 つまり継続してこのことを審議していくということですね。やることを前提としてということじゃなくて。

森杉部会長 そうそう。

長田委員 やるかやらないかも審議するということですね。

森杉部会長 そうそう。もう一回そこは整備計画そのものを再検討するということを条件づけとして我々の方としては継続というふうに決定したいと、こういうふうなことです、今のお話の件は。

沼倉委員 私もそれでよろしいかと思います。

森杉部会長 いいですか。もう先に言っちゃいましたけれども。それでは、もしも追加の説明とかご意見とか、どうぞ。

徳永委員 事前にメールでお送りしたと関連するんですが、やっぱりちょっと気になるのが、ハイウォーターレベルでプラス1.6で、天端高が3.5しかないの、1.9しかないわけですね。そこに2.5の波が来たら、当然越波するでしょうということなどから考えて、果たしてあれのシミュレーションで港内静穏度が悪くなった原因が開口部からだけなのかというのが本当に疑問なんですね。そういう意味では、先に延ばすという案もあるけれども、もう一つは、既存のとか、もう整備されたところのかさ上げで対応するというので、港内静穏度を下げるという手が本当にないのかなというのがちょっと疑問に思っていたんですけども。もし、そこをきちんと精査されていないのであれば、そういうことも検討されてはどうですかというのが意見です。

漁港漁場整備課 委員の質問に対しては、今後とも事務所の設計の考え方も検証しながら整理してまいりたいと思います。

遠藤委員 徳永先生の意見と同意見なんですけれども、これからつくろうとしている南防波堤、灯台の足元あたりの現在の防波堤のかさ上げという方がかえって静穏度からすれば正解でないのかなという気がしますが、整備済みから灯台までの距離というのが大分低いんですね、防波堤の高さというのが。逆に、静穏度をいう際にはそちらの方が現場で気になった点でした。

漁港漁場整備課 先ほど30年確率波ということと1年確率波ということでシミュレーションの結果があったと思うんですけども、一番30年確率の中で影響の大きいのは

港口からの波の進入ということで、どうしてもやっぱり30年の長期スパンで考えたときは防波堤の長さが足りないというのが大きな要因です。現状でとらえたときには1年確率波で考えたときは越波もほとんどなく、静穏の安定は確保できるということがシミュレーションの結果として成り立っています。

それが今画面に出ていますけれども、防波堤のあるなしであのような形で色合いがあんなに違うということですね。

左の方は防波堤がない状態での30年確率波を採用した場合。黄色が大体1mぐらいの波ということですから、船の安定な係留はできないということが言えます。それは越波ではなく、あくまでも港口からの進入波ということになっています。

右の方は、防波堤を100m延伸した場合です。ほとんど青から水色になっていますので、ほとんどが50cm以下と、一部黄色は残るものということになります。

そういうことからすると越波ではなく、あくまでも港口からの進入波ということが要因になっております。ただ、先ほど言われたように、現状があのような高さでどうなのかという部分がありましたので、それについては既存の防波堤の高さを検証して確認していきたいと思っております。

加藤委員 参考までにいいですか。第4種漁港というのは、これは1県に1港ぐらいずつあるんですか。全国に何カ所か。

漁港漁場整備課 1県に1港あるかないか。場所によっては、北海道は多いと思っておりますけれども、岬とか、あとは島が多い県、そういう場所には多くありますけれども、そんなにあるものではないと。

加藤委員 これまでの使用実績からしますと、この第4種漁港というのは必要なのかどうかみたいところまで何か疑問を持つんですが。

漁港漁場整備課 水産庁との打ち合わせの中では、利用実態がなければその港の種別の見直しもする必要がありますということが言われています。その辺についても利用実績を調査しますということで説明はしているところです。

加藤委員 先ほど検討の中に含めていただいて……。

漁港漁場整備課 すみません。避難港の数ですけれども、全国で2,923ある漁港の中で101箇所、数だけはすぐわかりましたので。県内には1つですけれども、全国で101ということになっております。

遠藤委員 シミュレーションでもって30年確率波ということ、例えば地元の漁業者の方に示されたとしますよね。その折にはこの開口部からこのぐらいの波がくると説明しても、例えばその近在でギンザケ養殖やっている面々からすれば、「それぐらいの波が来たら、おれたちは養殖をやってられないんだ」という、そういう意見にもなるかと思うんです。そういうときに、果たして県の意向としては避難

港ですからということで、納得させられる材料というのはそのほかにお持ちでしょうか、反対を受けた際に。

漁港漁場整備課 ないですね。それ以上の説明の理由がないですね。まさに避難港という港の種類から、それだけが理由です。

遠藤委員 厳しいかと思えます。

森杉部会長 ほかに。

それでは、私から先ほど示しました中で、条件を附して継続妥当なんですけれども。南防波堤の整備については国、地元関係者との事業調整を十分に行い、整備計画を再検討すること、ということで、再検討の中にいろいろなコメントをいただきましたことを含めて、ぜひとも十分なる再検討をお願いします。

恐らく必要ならば、水産庁の方に避難港の整備水準とか見直しとかいうことについての変更の要望もなさってもいいんじゃないかと、こんなふうに僕は思っておりますけれども。

そういうわけで、この整備計画を十分ご検討ください。それで、この整備計画がもしも確定するようなことがありましたら、今度は工事を実施する前に必ず部会の方に報告いただきたく、このように思っております。次は、5年後ということになりますけれども、この案件につきましては、特別扱いで、整備計画が確定した段階でひとつ部会の方にご報告をお願いしたい。こんなふうに思っております。

こんな条件で継続ということではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、審議資料23番の松岩漁港。これの審議を行います。これも事業概要と追加説明を県の方からお願い申し上げます。

漁港漁場整備課長 追加説明資料として資料1、2、3とございますけれども、まず、再評価調書の1ページ目をお開きいただきたいと思えます。

まず、施行地が気仙沼市の松崎というところでございまして、気仙沼市街の約4km南側、面瀬川の河口に位置しております。

事業の内容につきましては、係留施設としまして、-2m物揚場が190m、ほか道路橋70mなどとなっております。外郭施設のA防波堤並びにC防波堤につきましては、昨年度までに工事を完了してございます。今年度より片浜地区の埋め立て工事に着手する予定になっております。全体の事業費が24億5,000万円、全体進捗率が15.5%になってございます。

審議内容整理票の23ページ、審議番号23番、松岩漁港をお開きいただきたいと思えます。

第3分科会における審議内容になりますが、⑦番に記載のとおり、道路橋をつくらない場合の費用対効果の計算という質問をいただいております。この質問における費用対効果の算定結果が追加説明資料の資料1となっております。資料1につきましては、パワーポイントを用いて説明したいと思えます。

資料2のパワーポイント資料の1ページ目をお開き願いたいと思えます。

まず、松岩漁港の航空写真でございます。右側が尾崎地区、面瀬川の左岸側が片浜地区となっております。それを結ぶ道路橋とその臨港道路が施工予定地を赤塗りで示しております。その他の整備施設を赤枠囲みで示しております。

次に、現状と問題点でございますけれども、片浜、尾崎両地区を往来するためには、港から約200mほど上流の面瀬川にかかる尾崎橋を利用する必要があります。尾崎橋並びに地区間をつなぐ道路は大変狭くて、大型車両の通行や普通車のすれ違いが容易でございません。

次に、計画効果でございますが、道路橋とその臨港道路を整備することによりまして、片浜と尾崎両地区の施設を直結することになります。地区間の往来が容易となりまして、加工場などへの運送時間及び地域住民の通行の利便性向上が図られるという効果がございます。

事業実施における課題でございますが、道路橋の建設費用が約10億円でございますので、早期に事業を進捗させることが大変困難であるということ。それから、漁港から旧国道45号へ接続する市道の一部区間におきましては、狭隘区間があるために道路橋の建設だけでは効果発現がなかなか期待できないのではないということも考えとしてございます。

道路橋の整備効果としましては、そこに三つ書いてございますけれども、整備を行った場合と行わない場合の比較でございますが、行わない場合の総事業費が13億6,700万円。それに対して、整備をしますと24億5,000万円。費用対効果につきましては1.87が1.23、進捗率が27.8が15.5%になるということでございます。

それでは、資料1に戻っていただきまして、ご質問いただいている内容につきまして説明をさせていただきます。

9ページから10ページにおきまして、赤字に取り消し線を施して記入しているが、道路橋の整備に伴って発現する便益の項目で、その効果について削減しております。

前に戻りまして、1ページをお開き願いたいと思います。

1ページの中段、(B)の標準年間便益額の合計になりますが、約1億3,300万円となりまして、整備した場合に比べて約1,500万円ほど少なくなっております。道路橋の70m、それからAとCの道路、おのおの130mの整備に要する費用10億8,300万円を削除し、B/Cを算定した結果、現計画の1.23に対しまして1.87という結果となりまして、道路橋及び道路橋に関連する臨港道路の整備を行わない場合におきましても効果が出ることを確認できました。

漁港漁場整備課 続いて、資料3の8ページをご覧ください。

この中で、整備前と整備後ということで、経営体の数、先ほど鮎川は船の数でしたけれども、ここにつきましては経営体の数で当初からヒアリングを進めていましたので、整備前のワカメ・昆布の経営体が50経営体がありまして、今回指摘の中で検討した結果、15.5%の減少ということで43経営体、そして、作業時間、操業日数につきましては、整備前は75日だったんですけれども、整備後につきましては、同じ漁場の面積を作業する日数ということで87日ということで15.5%の増加ということで算出しております。

以上です。

森杉部会長 経営体の方は、私は事前にお話を伺っていますから、わかりましたけれども、この道路橋の問題なんです、道路橋は、結局どういうことでしたか。私よくわからないんですけども、この今回の資料の図面でいくと、道路橋のL = 70 mというこのところだけが今問題になっているんですか。それとも、それを両サイド含んだ道路ですか。

漁港漁場整備課 両方含んだ道路です。

森杉部会長 両方含んだものですか。（「はい」の声あり）それはわかりました。そうすると、現状ではこの道路がないわけですから、この地図でいうと、どのルートを通ってお互いの地区に行き来しているんですか。

漁港漁場整備課長 ちょっと見づらいんですが、この図面のずっと下の方に尾崎橋という今の写真でいうとそこの部分です。その下に水門がございます。そのさらに右側に今橋を、道路をつくらうとしている。現在の橋はここです。

森杉部会長 何mくらいあるんですか、ここから。（「200mほど上流です」の声あり）ここら辺だね。200mですか。（「はい」の声あり）それから、旧45号線からのアクセスの道路というのはどれのことですか、狭隘だという道路は。

漁港漁場整備課長 ちょうど左岸側の堤防の部分とか、いろいろあるんですけども、左岸側の堤防の部分の道路とか、いろいろ問題があるのが……

森杉部会長 堤防の部分の道路、これですか。

漁港漁場整備課 そうですね、この道路ですね。

森杉部会長 こういう道路、これがみんな狭いんですか。

漁港漁場整備課 狭いんです。もう一つは、これです。これも海岸線の道路を歩くんですけども。直接旧45号線に出るのにはこの道路が一番近いです。

森杉部会長 これが一番近いんですか。（「はい」の声あり）そうすると、ポイントはこれですか。これの改良が重要なボトルネックの解消になるということですか。（「はい」の声あり）これを拡張するという計画とかはあるんですか。

漁港漁場整備課 今のところ市の方では計画を持っておりません。

森杉部会長 市ですか。

漁港漁場整備課 気仙沼市です。

森杉部会長 市がやらなければならないのですか、仕事を。（「はい」の声あり）そういうことですか。

当面、焦点がどこに当たっているかということを理解するために質問をしました。ご審議のほどお願いします。

沼倉委員 資料の確認なんですが、資料1の(1)でいうと、この道路橋のこれが残事業というか、そこだけの事業の費用対効果については、便益の方は27億から24億5,000万円を引いた2億5,000万円。今、(1)の費用便益比率のところの数字と過去の数字の差額なんですけれども。それから、コストの方は全体が22億と道路橋以外のものが13億円ですから、9億円と。そうすると、コストが9億円で便益が2億5,000万円という理解でよろしいでしょうか。（「そうですね」の声あり）そうですか。

森杉部会長 この案件も担当課の方では大変苦慮しておられるようでありまして、先方からの原案は、条件を附して継続妥当というふうにしたいと思っていると、こういうお話です。条件は何かというと、今の道路橋の問題ですね。道路橋及び道路橋に関連する部分の臨港道路の整備については、その事業効果を十分に発現させるため、漁港と旧45号線とのアクセス市道、市道というのはアクセスの気仙沼市が管理する市道の整備について、地元市と十分な事業調整を行って整備計画を再検討いたしますと。こういう条件つきで今後継続としていきたいと。中止というのじゃなくて、再検討をする形で継続をしたいと、こういうふうな原案であります。

沼倉委員 市の道路の方と結びつくと、ここでいう便益は今算出される以上に大きくなる可能性、その余地は残っているんですか。

漁港漁場整備課 市の方の整備が進めば、まさにその効果は輸送時間の短縮とか、いろいろな意味でのまさに道路効果が発揮できると考えられます。

遠藤委員 例えば、地域で働く者にすれば、産業面よりも生活的要素の部分が大きいかと思います。ですから、例えば尾崎地区に暮らしている方でしたら、この道路はつくってほしいという要望は出るかと思います。ただ、現在、例えば漁港としてとらえた際には水産物の水揚げ自体もこの地区では少しは減ってきているかと思います。そういう意味での効果という考え方からすれば、ちょっと疑問がつくところかなという気はするんですけれども。現場で働く者にすれば絶対欲しいとはなるかと思います。

森杉部会長 今これを結構たくさん使っているということですか、こういうルートを。

遠藤委員 そこしか使えないんですよね。

森杉部会長 いくつかあるんですか。そこがよくわからないんですけれども。

漁港漁場整備課 そのそのそのルートですね、お互いのルートは。

徳永委員 ちょっといいですか。その分科会の回答ですか、これを見ると、その行き来は余りないというふうに、地域間の交流は活発でないというふうな答弁されているんですが、それは要するに漁港地区同士の交流はないよという意味であって、その背後の生活圏から考えれば、当然尾崎橋を渡って45号線に出てといった流れは相当あるんじゃないかというふうに思うんですね。そのときに、現状としては、だから、港と港を直結するメリットは余りないのかもしれないけれども、尾崎橋を含む道路の整備というのは相当大変そうなので、要するに、臨港道路ができればそのバイパス機能を果たす可能性があるということになれば、当然そこが整備されれば相当そこに行き来が発生するはずだと思うんですよ。ですから、そういう意味を含めて、市の道路整備との調整の中でこの橋をどう位置づけるのかといったことをもう少し明確にさせていただければ……、「必要性が出てくるかもわからんと」の声あり）ということになるかと思うんですよ。そういう答弁がないと、この答弁とか、今回算出し直した便益の値を見ると、要らないじゃないのという話になってしまいますので。だから、この地域として単に漁港、漁民の生産活動という視点だけじゃなくて、その地域全体の生活を支えるという観点でどうなのかということでも少しまとめていただけると。

漁港漁場整備課長 まさに今委員言われたとおりでございまして、そちらに暮らしている住民の方々の利便性は非常に増すわけでございますし、それから、防災面でのそういった避難的な要素が含まれるんですね。沿岸、あそこは実は気仙沼市の大川の右岸側の方までずっとつながっている道路が実はそこまでずっと来ているわけなんですけれども、そのところの一番河口でつながればもっと利便性は上がるわけなんです。そういった面でも地元の市自体もそういった面でそちらを整備してほしいという考えもあるようです。

森杉部会長 徳永先生にまとめていただいたような感じがしますが、引き続きご審議のほどがございましたら。よろしいですか。

それでは、先ほどの徳永先生のご意見を含めて、特にある種のこれは生活道路としてのバイパス機能を持っている可能性も十分あると。そうすると関連する市道との整備と連動すると便益があるようなことも十分考えられる可能性がある。そういうことを含めて再検討をお願いしたいということで、条件を附して継続妥当とします。

もう一回読み上げますと、道路橋及び道路橋に関連する部分の臨港道路の整備については、その事業効果を十分に発現させるため、漁港と旧45号線とのアクセス市道との整備について、地元市と事業調整を十分行い整備計画を再検討すること、とこういうところでありますが、この整備計画の検討の中に、今おっしゃったような、アクセス道路としての機能がどの程度十分あるのかということのご検討をぜひともお願いしたいと思います。

当委員会といたしましては、整備計画が確定しました後には、また5年後でなくても、工事の実施前にこの部会に報告くださいますようお願いいたします。

そういうふうな形で、条件をつけて継続妥当と、こういうふうにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

以上で審議はすべて終了いたしました。あとは、ご報告いただくことの内容です。

ここで5分間休憩します。

(休憩)

森杉部会長 再開いたします。

審議案件はすべて完了いたしましたので、今からは、お手元の審議次第にありますように、5件にわたる報告であります。これはすべて一応前回までに部会意見はまとめていますけれども、追加説明が残っている事業であります。

まず、最初は、報告事項1の経営体育成基盤整備事業ですが、これは第2回部会でB/Cと農地集積率との関係について、そして、集積率達成のソフト対策についての追加資料提出を求めておりましたので、県からご説明があります。

では、よろしく願いいたします。

農地整備課 農地整備課、稗石と申します。よろしく願いします。

それでは、審議資料1、審議内容整理票の9ページをお開きください。

第2回部会におきまして、⑨番に記載のとおり、経営体育成基盤整備事業の農地集積と効果に関することと、事業効果を実現するソフト対策について説明をするというご意見をいただいたわけでございます。

今回、これに対しまして、追加説明資料の2になりますが、これの2枚目の横長の資料をご覧ください。

ソフト対策についての資料の追加ということで、前回提示いたしました営農ビジョンの資料をベースに、資料右側に農地集積及び担い手育成のための支援体制施策という欄として今回まとめております。県と市町村、JA等に大別して記載しておりますが、県については各地区同じですので、最初の地区にだけ記載してございます。

ソフト対策としては、ハード事業地区と連携を図るための(1)担い手育成基盤整備関連流動化促進事業があります。支援体制といたしまして、(2)の宮城県経営所得安定対策等推進本部及び地方推進本部があります。事業地区においては(1)の流動化促進事業が推進の中心となりますので、この事業を中心にご説明をいたします。

資料の3枚目の模式図をご覧ください。

資料の左端にあります、「事業計画段階」というところがございますが、この事業計画段階では、下にあります土地利用調整事業を実施しております。これは事業着手前の事業計画時点から営農構想や農地集積のための指導を行うものです。

続きまして、「事業開始」に入りまして、事業開始からは担い手育成農地集積事業というものがございまして、これによりまして、所定の農地集積要件が達成できた地区に対しまして、農家の負担金に対し無利子資金を融資しております。

これは全地区で実施しております。また、高生産性農業集積促進事業により、担い手への集積の増加に対して助成を行い、担い手支援と農地集積の強化を図っております。農地集積は事業実施期間だけで達成することは難しく、市町村や土地改良区はもとより、農業関係の各機関と綿密な連携をとりながら進める必要があり、その調整を担う中心組織といたしまして、農地集積指導センターを設けております。

この資料の裏面をご覧ください。

この資料のフロー図のちょうど中心のところの右側に、調整を担う中心組織として農地集積指導センターを設けております。このセンターを中心として、多くの関係機関と連携しながら、事業地区の土地利用調整推進会議等に集積計画等の指導を行っているところでございます。

続きまして、市町村の支援体制についてですが、最初の資料の2枚目にお戻りください。

各市町村におきましては、市町村やJAごとに営農構想の実現に向けた組織体制が整備されており、その主なものを表に記載しております。

審議資料13の出来川右岸地区を参考にご説明をいたします。

ここでは涌谷町地域集落営農推進本部会議が組織されております。構成メンバーは町、JA、それから関係する土地改良区が二つ含まれております。このように農業関係の機関が一体となった組織を設けまして農業施策に対する検討や対応がとられております。

以下同様に、田尻第2地区におきましては、田尻地域水田農業推進協議会。王沢地区では、栗原市農業政策推進室と栗原市一迫地域水田農業推進協議会。次の裏面に移りまして、大里地区では、栗原市農業政策推進室と栗原市瀬峰地区水田農業推進協議会。石森地区、日根牛地区では、これは登米市になりますけれども、ここでは登米市農村戦略推進会議があります。特にJA登米による環境保全米推進活動の展開は第35回日本農業賞におきまして大賞を受賞するなど、地域一体となり目覚ましい活躍をしております。

以上がソフト政策に関する追加資料と説明となります。

続きまして、農地集積率に比例した形でのケーススタディー、これにつきましては、ほ場整備担当の伊藤からご説明をいたします。

農地整備課

それでは、効果についてご説明を申し上げます。

資料の一番最後のペーパー、4枚目の(2)経営体育成基盤整備事業効果算定における変更点についてというペーパーの方をご覧くださいと思います。

前回の部会で、マニュアルの変更という話がありましたけれども、まだマニュアルの方は変更になっておりません。マニュアルは変更になっておりませんが、平成18年度から宮城県独自で効果算定の方法を変更しておりますので、その内容についてご説明をしたいと思います。

まず、変更までの経緯ということですが、経営体育成基盤整備事業における効果算定については、事業により基盤条件が整備された農地については同じように効果を発現するという面的な算定方法をこれまでは行っておりましたが、本部会におきまして、地域の農家の経営を踏まえた営農ビジョン、これらをもとに効果算定をすることが適切ではないかという意見をいただき、この意見を踏まえ、宮

城県として平成18年度より新規採択地区からですが、営農の形態、それから経営規模に着目し、現況と将来構想の基礎データを調査するとともに、活性化計画の目標年の集積目標率に合わせた条件設定により効果算定を行っております。

その変更点の主な部分について、ご説明を申し上げます。

下の表にまとめてまいりましたけれども、まず、1項目目、営農移行の模式図というところをご覧いただきたいと思います。この欄で平成17年度まで、それから平成18年度以降ということでもまとめてございますけれども、平成17年度までは、この模式図にありますように、担い手、それから担い手以外の農家も将来的には生産組織という形態に移行するというような想定を行っておりました。平成18年度以降からは、担い手については、将来も担い手という移行状況になりますけれども、その形態としまして、個別の担い手、組織の担い手という移行を想定しております。次に、担い手以外の農家ですが、担い手以外の農家については、農地の一部を経営委託するもの、それから農作業の委託をするもの、それからそのまま現状維持で営農を続けるものというような移行形態を想定しております。すべての農地を委託した場合は離農ということも一部考えられるということで、点線を入れております。

2点目ですが、効果の発現についてということです。これにつきましては、平成17年度までは、一様に条件整備された水田においてはすべての水田から同様の効果が期待できるということで、同一の算定としておりました。これに対しまして、平成18年度からは、整備条件は一応に整備されるんですけども、効果の期待に関しましては、発現について担い手への集積という営農形態の移行状況に合わせ徐々に上昇していくということが考えられるため、活性化計画目標年の集積率を目安として効果算定を行っております。

3点目ですが、事業前の営農状況と経費の算定ということについてです。

平成17年度までは、ほ場条件により区分した区画がおおむね10aにおいて、湿田の状態、半湿田の状態、乾田という田んぼの状況に応じた経費の算定を行っておりました。平成18年度以降ですが、平成18年度以降については、事業前の営農状況について、ほ場の条件に加えまして、将来の営農希望に基づきまして、担い手農家、それから担い手生産組織、担い手以外の農家に区分しまして、営農状況を調査し経費を算定しております。

最後になりますが、事業後の営農状況と経費の算定についてなんですが、この変更点については、平成17年度までは、ほ場の整備状況から効果は同一に期待できるということで、地区内に同一の効率的な経営体を設定して経費の算定を行っておりました。これに対して、平成18年度以降は、従前の形態でもお話ししたように、将来の営農希望に基づき、活性化計画の目標年を目安として、担い手農家、担い手生産組織、担い手以外の農家に区分して、希望する営農形態をもとに経費を算定するという方法で効果の発現状況を比較しております。

このような状況から、一番最後に試算についてということで載せておりますけれども、平成18年度新規地区におきましては、計画当初から営農形態や経営規模の調査を行っておりますが、それ以前の事業地区については抽出により行っておりまして、さかのぼって営農調査をすることは困難であります。

したがって、営農状況をもとにした試算というお話をいただいておりますが、平成9年度当時の計画地区では実際に試算を行うというのは非常に難しい

ということで、今回は説明をさせていただきたいと思います。

今、主な変更点をお話ししたんですが、最後のページになりますけれども、裏面の方に、日根牛地区をモデルといたしまして説明モデル、模式図をつけております。この模式図の見方ですが、上下2段に分かれておりまして、上の段が事業前の状況の数字を入れて載せております。真ん中から下に事業後の状態ということで載せております。真ん中に線が入っておりまして、事業後の方が二つに分かれておりますけれども、左側が先ほどの説明と同じように、平成17年度採択までの地区の状況を模式化しております。右側の方が同じく平成18年度以降の地区をモデル化しております。ここを見ていただくとわかるんですが、平成18年度以降については、担い手につきまして、担い手農家、それから担い手生産組織、それから担い手以外の農家ということで、三つに分けております。これらの状況について、現況調査が十分に行われていないということで、今回は比較の試算が非常に難しいということで、試算ができませんということの説明をつけ加えさせていただきたいと思います。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

森杉部会長 ありがとうございました。
それでは、ご質問等お願いたします。

徳永委員 最後のご説明なんですが、この平成17年度採択地区と平成18年度以降というのは別の地区のことを言っているわけですね。

農地整備課 別の地区になります。

徳永委員 平成17年度以前採択のものについて、そういう営農状況等を詳細に調べるのは大変だというのはわかるんですが、平成18年度以降のところについて、従来の方法でやった場合と新方式でやった場合とでどれぐらい差が出てくるのかというのはおわかりでしょうか。

農地整備課 今回再評価の地区ではありませんけれども、平成18年度の新規地区で参考検討ということで検討しているデータはあります。ただ、これを過去の地区に丸々当てはめるとするのは難しいということで、今回資料としては持ってきておりませんが。

徳永委員 要するに従来の方法と、今回見直したやり方でやるとどのぐらい違ってくるのかということなんですよ。倍、半分違うのか、ほとんどそんなに大きく違わないのか。あるいはどっちが大きく出るのかといったあたりをちょっと知っておきたいなと思ったんですけれども。状況によって違ってくるのは十分わかっていますので、一例としてこれぐらい違った結果が出てきますよというのが……。

農地整備課 平成18年度の新規地区で、1地区、そういったケースでやったみた場合には2割ほどアップしたということです、違いは。

森杉部会長 なぜアップするんですか。

農地整備課 集積率の関係でして。前の算定ですと、集積、1集落1農場的な、100%その生産組織に農家の方々が入るといことでの試算になるものですから。営農経費節減効果の分で機械の作業効率がアップすると。その分が効果としてアップすると。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

僕は、前半のソフトのご説明ですけれども、組織として協議会等がいろいろたくさんあるのはわかるんですけれども、一体どういう仕事、どういうことをやって生産性を向上させたりしているのかという、その機能がわからないんですけれども。どういう推進をしているのかと。会議ばかりやってもしょうがないだろうし、土地の集約等をこういうところでやっているんですか。そういうことを知りたいんですけれども。

農地整備課 一番の母体となりますのは、地元の土地利用調整推進会議がありますけれども、ここの地区に対しまして集積指導センターがアドバイザーの派遣をしたりしていろいろな参考意見を出すと。それから、市町村農業会議、農業委員会、こういった方々は利用権設定等のアドバイスをするというような形になろうかと思えます。

森杉部会長 何設定とおっしゃいました。

農地整備課 利用権。

森杉部会長 利用権ですか、何の利用権ですか。

両角委員 所有権と別に利用権というのが設定されています。所有権を移動するのは難しいものですから、10年なら10年使えますよという利用権というものをそういう形で設定しているんですね。そういうものを設定して年限を限って、そういう調整をして、所有権を動かさないでというような指導をしています。

森杉部会長 それはそれで、確かに生産性への寄与はないわけじゃないでしょうけれども、余り直接的じゃないですね。

両角委員 推進するというよりも、土地の利用をよりスムーズにするためにこういうことを推進するということですね。

森杉部会長 結局それである程度集約を推進すると、こういうことですか。（「はい」の声あり）基本的には集約という方向ですか。（「はい」の声あり）基本的な施策としては、こう考えればいいんですか。

両角委員 そのために無利子の資金を貸したり、それからアドバイザーを置いたり、いろいろなところで進めてきているわけです。そういうことをここで県とかJAがや

っている。

森杉部会長 わかりました。

両角委員 どうカウントされるかというのは難しいようですね。これがあるから、確実に集積が担保されるかどうか、それはわからないけれども、そういったことを推進してますよということはこの体制で確保されるということですね。

森杉部会長 よろしいですか。どうぞご質問ください。
高橋さん、どうぞコメントを、辛口のコメントいいですよ、歓迎します。

高橋委員 今うちの方でも、ブロックローテーションが固定化になるにつれて、離農する農家が結構増えるだろうと。JAの方での聞き取り調査で、この際皆預けてしまおうという人が結構いるという話を聞いています。うちの方は集落営農ではなくて、各部落の組織と我が家のような法人組織に皆預け、担い手として進めるような状況なんですけれども、ネックになっているのはやっぱり生前贈与した田んぼを利用権設定する場合、公社としてできないんですよ。一応生前贈与しているということは自分が耕作しますよという意思表示で生前贈与を受けているのに、第三者につくらせるということは法律でできないことになっています。それをどうするかということで今JAが中に入って、一応耕作しますよという面で作業受委託だけで利用権設定しようという話が進んでいるんですけども。やっぱり60代より前の方々とか、若い人たちはある程度農業以外に仕事を持っているもので、この際きっちり農業から離れようという気持ちのある人たちはいっぱいいるんですけども、やっぱり70代までの人までがまだまだ生きがい農業をやっているものですから、その部分の人たちが何年かかって離れていくかという部分が、あと5年なのか、10年でずっと進むのか、そこが来年度からの政策でずっと早まったわけなんですよ。

それで、私が見ていると利用権設定のところで、一反歩当たりの小作が各地区でちょっと値段が違うんですよ。うちの方は石巻地区で10a当たり、上田で3万2,000円で、中田で2万いくらか設定料金があるんですけども、この推進をするのにその委員会では、5年契約を10年にすると上乘せ部分として農業委員会で3,000円余計にしますよとかとやったところはすごく進んだんですよ、受委託の部分で。

だから、そういう受け手側じゃなくて、預ける方にも何かメリットがあるとすごく進むんですよ。「あ、私たちも得しているんだ」ということがわかると。私たちは今から来年度の新農業政策の方で受け手側としては随分メリットがあるのです、受託が増えれば増えるほどの。ところが、預ける方が余りメリットがないという部分が、要は認定にならないと農業ができなくなる状況なもので、何か、今からどうしていったらいいんだろうということですよごく心配している農家の人たちがいっぱいいます。だから、国では小さい農家には全然補助をしませんよというくらいの厳しい政策なものですから、否応なしにこの事業は進むと思います。

森杉部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんか。よろしゅうございますか。かなりのご説明をいただいたように思いますが。

それでは、ありがとうございました。

次は、2件続けて漁港関係のご説明をいただきたいと思います。波路上漁港と磯崎漁港の件につきまして、いずれも部会としては条件つき継続妥当ということですが、その際に指摘した事項に対する回答が残っておりますので、説明をいただきたいと思います。この2点、続けて一緒にお願いいたします。

漁港漁場整備課長 前回いろいろご質問いただいておりますけれども、審議内容整理票の20ページ、審議番号20番の波路上漁港をお開きいただきたいと思います。

⑤番と⑥番の記載のとおり、マリノベーション計画の内容と経緯、それから今後の方針などについて説明を求める旨のご質問をいただいております。その質問における内容説明につきましては、パワーポイントを用いながら説明をいたしますので、追加説明資料の資料1、1ページをお開き願いたいと思います。

なお、資料中、一部図面、文字の判読などが困難なものがありましたので、それについては拡大した図面を別途配付しております。

まず、資料の1枚目です。波路上地区マリノベーション計画でございます。ここはマリノベーション計画の目的でございますが、当該地区の自然環境とか地域特性を生かした漁港・漁村の整備を図り、漁港利用者や付近住民及び漁村を訪れる都会の人々が身近に海に親しめるようアクセスを容易にし、景観的にもすぐれたウォータフロントの形成や、親しみやすく住みやすい漁港・漁村の整備を図ることが目的でございます。

計画の期間につきましては、平成6年3月に水産庁長官の事業認定を受けまして、同6年度より着手をいたしております。

計画の内容につきましては、埋め立て面積が全体で約20ha。うち事業着手部分につきましては約8haでございます。

施設の整備につきましては、水産試験場、それから種苗生産・中間育成施設、漁港管理施設、緑地施設、定期船発着所、物産館、地域交流センター、海洋科学文化センター、フィッシャリーナ施設などが計画されております。

その次に、当初計画の全体計画について、追加でA3判の図面がありますので、そちらの方を見ていただきたいと思います。

一番右の上の部分の水産試験場でございます。左側が水産種苗生産施設と中間育成施設、その下が地域物産館、その右側が展望公園、そして中央下側の方がソフトボールとかテニスコート、それから左側の方が鮮魚とか海産物の物産直売所等がございます。

それから、次の事業経過でございますが、本事業計画の核となります水産試験場建設予定用地の埋め立てを着手いたしまして、平成12年度までに主要な部分の埋め立てを完了してございます。平成13年度になりまして、水産試験場整備が凍結されました。それから、平成14年度から始まる波路上漁港広域漁港整備事業の計画立案に際して、マリノベーション計画を見直して規模の縮小を図っております。この背景といたしましては、県税収入の落ち込みとか、義務的経費の増大などによる厳しい財政の状況とか、平成14年から平成17年度を財政再建推進プログラムの期間として歳出を抑制するというような背景がございます。

マリノバージョン計画の規模を縮小してございます。

この計画の縮小の図について説明いたしますと、青色で囲まれた部分が当初計画で埋め立てを予定していた範囲を示します。その範囲のうち、平成12年度までに埋め立てを完了した部分が黄色の着色になります。その後、波路上漁港広域漁港整備事業の計画立案に際して、縮小した計画の範囲が赤色で囲まれた範囲となります。赤と青の間にできた緑色の部分が規模を縮小した範囲となります。

今後の方針でございますが、ワーキング委員会というのが地元でつくられておりまして、その中で、それは平成16年5月に波路上ふれあい漁港整備に係るワーキング委員会というものでございますけれども、県とか市、並びに地区漁協や環境協会、自治会関係者、地元選出の市議の方々などで構成をしました委員会でございます。地元経済の発展とか沿岸漁業の振興を図るために、平成17年9月までに11回の委員会を開催しました。その結果、事業計画の見直しを検討しまして、市並びに県にその提言案を提出してございます。

その委員会提言案というのが、次の図でございます。

一番上の部分が水産試験場、これに水産種苗生産とか中間育成施設を含んだものでございますけれども、そちらの部分が上の部分でございます。中央部分が公園とか多目的広場、その下側が漁業系廃棄物の処理施設、左側が旅客船の発着所とか物産活魚畜養施設。それから野積場とか、カキ処理場などがございます。そのような計画となっております。

以上でございます。

森杉部会長 それでは、まず前半の部分だけで。

只今、マリノ計画についてのご説明をいただきました。何だかこのマリノ計画も頼りないですね。しょうがないですね、これは。

漁港漁場整備課長 実は前回説明できなかつたんですが、事業を見直して、縮小してバックしているということでございます。

森杉部会長 それでも、バックしても、バックした後、埋め立て地の利用が、実現の可能性が大変なことでしょう、これは恐らく。

漁港漁場整備課 もう一度縮小した部分を映してください。ここの緑の部分が計画に当たって縮小した部分です。（「白い部分ですか」の声あり）

白い部分は物揚場のための埋め立ての用地です。（「これから埋め立てるんですか」の声あり）

ほぼ埋め立ては終了しております。

森杉部会長 今回の評価とは一応関係ないところでの話なんだね、これは。

皆さん、どうぞ。ご質問いいですか。次いきますか。その時またご質問あれば。そうすると、これはわかりました。了解しました。

それでは、次の案件、お願いいたします。

漁港漁場整備課長 それでは、磯崎漁港につきまして、ご説明を申し上げます。

審議内容整理票の28ページ、審議番号28番、磯崎漁港をお開きいただきたいと思います。

第2回部会における審議内容になりますが、⑥番に記載のとおり、事業内容の前事業との切り分けと今回想定している便益の算定につきましてご質問をいただいております。その質問の追加説明資料といたしまして、資料1を添付しております。

資料1の3ページをお開きいただきたいと思います。

平成13年度以前の前事業につきましては、人工島の埋め立てと人工島に渡るための道路橋の整備を行っております。平成13年以前の事業につきましては、漁港施設整備の基礎となる用地創出のための事業。それから、平成14年度からの現状につきましては、土地があるという前提条件のもとに漁港施設を整備する事業でございます。

そのため、今事業計画における便益の算定につきましては、前事業計画に要した費用を含まない形で行っております。しかしながら、人工島に整備した漁港施設を利用するためには道路橋を通行することになることから、道路橋の建設に要した費用を現事業の便益算定に含む形で試算をいたしました。その試算を行った資料がこの資料1でございます。

資料1の8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページ及び9ページにおきまして、赤の字で記述しているものが前事業における道路橋の費用を加味した計算式となっております。分析対象期間、平成14年から平成23年までの事業費としている約7億5,000万円が、物揚場の機能を利用するために現事業で投資する費用、現事業中の外郭施設、船揚場、用地舗装の整備費を除いた合計額でございます。分析対象以前、平成13年以前の事業費としている約15億6,000万円が前事業において道路橋の整備に要した費用となります。対象期間事業と対象以前事業を足した費用を分母とし、対象期間事業の費用を分子として、現事業計画の割合に相当する年間の便益額を算出しております。その結果、現事業計画費用において発現する年間便益額の割合が約46%になっております。その差の54%を前事業計画分の便益として控除した計算になっております。

前に戻りまして、1ページ、お開きいただきたいと思います。

中段、(B)年間便益額の合計になりますが、約6,800万円となります。前事業計画の費用を考慮した場合に比べまして約8,200万円ほど少なくなっております。その結果、B/Cが現計画の3.37に対して1.53という結果となり、前事業計画において整備した道路橋の費用も考慮したとしても効果が出ることを確認できました。

説明は以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見ありますか。よろしいですか。

では、ありがとうございました。

漁港漁場整備課長 もう一つだけ、ちょっとつけ加えさせていただきたいんですが、先ほど、みやぎ海とさかなの県民条例という説明をした中で、最後の説明がちょっと抜け

ましたので、それをちょっと説明したいと思います。

森杉部会長 そうですか。ちょっと待ってください。

報告事項の4番目は水産基盤整備事業全般について、指摘事項というのは経営体数の予測とか経営の長期方針ということで、先ほどご説明があったんですけども、追加のご説明をいただくと、こういうことですね。（「そうです」の声あり）

どうぞ。

漁港漁場整備課長 先ほど抜かしましたので、説明いたしたいと思います。前のパワーポイントの図をご覧になっていただきたいと思います。

みやぎ海とさかなの県民条例の中の施策の展開・支援策といたしまして、高い意欲と能力がある人材育成と経営体のレベルアップということを考えてございます。人材の育成と確保につきましては、漁業士を初め、青年や女性に対する研修事業を充実させることなどにより人材育成の強化を図ってまいります。青年漁業者とか女性漁業者の活動支援、そちらの写真にあるような内容とか、それから宮城県漁業士の活動支援ということで、宮城県では浜のリーダーとして漁業者育成や漁業活動に活躍している漁業者を漁業士として認定をして、さらなる資質向上を図るための各種事業を実施しているところでございます。

以上で説明を終わります。

森杉部会長 わかりました。

これは研修制度ですか、ある種の。教育するということですか。

漁港漁場整備課長 いわゆる研修ですね。

森杉部会長 お金を取るんですか。お金を取らないでやるんですか。

漁港漁場整備課長 お金は取っていないと思います。

森杉部会長 県が補助するんですか。農業士の場合どうですか。高橋さん、教えてください。農業の方はどうですか。

高橋委員 私は指導農業士になる前には青年農業士をやっていました。県の予算でいろいろな研修に行ったりしていますが、自分たちでも農業士会として会費を納めて、自分たちでも勉強しています。多分、漁業士の遠藤さんも同じだと思うんですけども。

森杉部会長 研修制度はうまくいっていたんですか。これはかなり重要な問題ですよ。事業を推進していくときなど、かなり大きな問題ですよ。順調にいとっていると考えていいんですか。

漁港漁場整備課長 うまくやっているといます。

森杉部会長　　そうですか。（「あともう一つ」の声あり）
どうぞ。

漁港漁場整備課長　これは最初に申し上げるべきでしたけれども、審議内容整理票の16ページ、17ページの水産基盤整備事業全般につきまして、6番と7番にいわゆる事業目的の欄の記述について、特定の意図を明示的にすることとか、⑦番では見やすい図面に修正することをご指摘をいただいておりますので、15地区につきまして、その内容に修正をいたすとともに、図面等を大きくして見やすくして直しておりますので、報告いたします。
以上でございます。

森杉部会長　　ご質問ございませんか。
そういうふうになりやすくした格好で公表されると、こういうことですね。では、よろしゅうございますか、この件。
それでは、水産関係については、これで終わります。
ありがとうございました。
最後に、川内沢ダムについてのご報告をいただきますが、時間があと7分ぐらいですけれども、このまま継続する方向でいかがですか。（「構いません」の声あり）いいですか。
では、よろしく。お時間がない方は、途中退席をお願い申し上げまして、継続して本日すべてご報告についてはいただきたいと思っています。
それでは、河川課長、よろしく。

河川課長　　河川課でございます。よろしくお願いたします。
川内沢ダム建設事業でございますが、審議内容整理票の1ページから4ページでございますけれども、2ページに前回の報告事項がございます。農業用水関係が③-7、それから③-9に維持管理費を含む利水目的分を控除しない総コストの比較ということでまとめてまいりました。
今、パワーポイントで示します。
それとあわせて、後日、沼倉委員から照会事項が5点ほどございましたので、あわせてご報告させていただきます。
では、担当から説明させます。

河川課　　それでは、追加説明資料をパワーポイントで映しながらご説明いたします。
まず、1点目ですけれども、川内沢川の農業用水についてご説明いたします。
川内沢川からの取水につきましては、すべてかんがい用水として利用されております。川内沢川に堰を設けて取水されております。また、川内沢には五つの堰がございますが、ここに井戸堰、的場堰、千刈堰、この三つが川内沢川掛かりでして、学市堰と植松堰につきましては、名取川頭首工からの水を川内沢川に流入させて取水しております。
このページを見ていただきまして、取水堰の位置、この赤いところが今回の該当箇所、受益面積と取水量、ともにこちらの方にまとめてあるのでご覧いただけ

ればと思います。

関連しまして、先ほど申しましたとおり、沼倉委員からの照会事項がありましたので、お答えしたいと思います。

第1点目ですが、川内沢川掛かりの農業用水の補給面積について。これにつきましては、先ほどご説明しましたので、省略させていただきます。

2番目につきましては、当該地域の年間の農業生産額についてということで、このデータにつきましては、ピンポイントのデータがございませんが、みやぎの農林水産統計、これが平成16年から平成17年のものがあるんですが、これの中に名取市の耕地面積と耕地における米、野菜等の年間生産額というのが出ております。具体的に数字を申し上げますと、3,070haの耕地に対しまして、年間生産額は50億5,000万円という数字がございました。これを耕地1ha当たり直しますと、生産額は160万円程度となります。

少し乱暴なんですけど、これを原単位としまして、当該地域の面積に乗じることによりまして推算しますと、年間当たりおおむね5,700万円程度ということになります。

次に、3番目ですが、当該地域の干ばつの状況ということですが、前回の第3回部会の資料におきまして、平成6年8月の渇水時、県道愛島名取線付近から上流部の河道にほとんど水のない区間が生じたことを説明いたしました。今回の地域というのはその上流部でございますが、この地域につきましても、当時隣接する樽水ダムの貯水率が20%まで落ちたということを考えあわせると、同様の状況、やはり水のない状況であったものと推察できます。

第4番目です。当該地域のほ場整備の見込みにつきましてですが、この地域は国営名取川かんがい排水事業の区域外になっております。ですから、そこを所管します名取市農政課の方に照会しました結果、ほ場整備等の計画は当面はないというお話でした。

5点目です。当該地域の後継者育成の度合いということですが、これも同様に名取市農政課の方に照会しました結果、これにつきましては適当な資料がないということで、個別の現地ヒアリングが必要とのことでした。今回はそこまでできませんでしたので、これでご容赦させていただきます。

続きまして、パワーポイントを見ていただければと思います。

次に、⑤案と⑥案についての総コストの比較についてのお話を申し上げます。

初めに、川内沢ダムの事業費の考え方についてご説明いたします。

川内沢ダムの全体事業費は、洪水調節に必要な容量と利水に必要な容量を合わせた容量分のダムを建設するために必要な事業費となります。これが左下の図です。これがイメージ図になりまして、事業費88億円。

次に、洪水防御方式の比較検討におきましては、純粋な治水機能の比較であるため、洪水調節に必要な容量分だけでダムを建設した場合の事業費を計上しております。これが真ん中のイメージ図、これが65億円。

参考までなんですけど、右下の図というのは、利水に必要な容量分だけでダムを建設した場合の事業費、イメージ図になります。

続きまして、川内沢川の洪水防御方式の比較についてご説明いたします。

ここでは、治水方式といたしまして、放水路と現河道拡幅案を組み合わせる⑤案と、あとはダム、放水路、それに現河道拡幅案を組み合わせる⑥案について比

較をしております。ここで、黄色に着色した箇所にご注目いただきたいんですが、前回、沼倉委員の方からご依頼ありましたとおり、維持管理費を⑤案と⑥案、それぞれに50年分ということでここに記載しております。その結果、⑤案につきましては合計で290億円、⑥案につきましては合計で285億円と、その差5億円ということになります。

続きまして、川内沢川の総事業費の比較についてご説明いたします。

ここでは、先ほどからお話ししました⑤案と⑥案につきまして、保有している機能と総事業費について整理させていただきました。その結果ですが、保有機能のところを見ていただきますと、⑤案は洪水防御のみ、利水補給はありません。⑥案につきましては、洪水防御に加えまして利水の補給、既得農業用水と正常流量の補給がございます。この総事業費ですが、⑤案につきましては改修費に維持管理費を加えた290億円、⑥案につきましては河川改修、治水対策に利水補給を加えて、その結果、川内沢ダムの建設費も先ほどの洪水防御方式の比較でございました65億円に加えまして、23億円アップの88億円になりまして、合計が⑤案で290億円、⑥案では308億円となります。

以上でご説明を終わらせていただきます。

森杉部会長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答お願いいたします。どうぞ。

沼倉委員

県の方に追加で、委員会が終わった後にお願いした事項は、川内沢川から取水をしている、実際にどういう農業がそこで行われているかということでお聞きしましたところ、この水を利用しているところは、調べていただいたところ……。最初、全部使っていないというふうなことを近所の人に聞いたんですけども、県の方で詳しく調べていただいた結果、三つの堰でございますので、35.7haでということになるかと思えます。総コストで比較しますと、⑤案が290億円、⑥案のダムをつくる案が308億円、この差が18億円ございます。これがこのエリアの渇水被害とは、ダムをつくる方では便益があるということなんですけど、今の県の試算での農業生産金額、年間で5,700万円というのと、果たして50年間のうちにどれだけの渇水被害がここで起こるのであるかということになると、私は単純にこのB/C比較でいうと、⑤案の方がコストが安く上がるのではないかというふうには判断はいたします。

これはより詳細なものではありませんので、いろいろな考え方があると思うんですが、今後、もし、本格的にダム建設をするという状態に至る前には、より詳細な比較検討が必要かと思えます。

森杉部会長

ありがとうございました。

ほかにどうぞ。

私の方からも今のこのお話に関しまして、今回いろいろと資料をつくっていただきまして、大変御足労をおかけしましたけれども、結果的には、結局利水の効果が十分ないと、そんなに二つの治水機能としてのお金はそんなに変わらないですね、これ。そうすると、ダムというのが本当に必要なのかとなってくると、僕は感じとしては結局利水機能がどれだけの効果があるかということが大きな課題

になってくるように思います。これは恐らく非常に重要な問題になってくるんですけれども、これがこの流域委員会で検討できるかどうかということも、ちょっとわからないところなんですけれども、こういうのはできるんですか、流域委員会で。利水の効果がどの程度あるかとか。

河川課長　もちろん、ダム計画でございますから、計画論も提示してご審議いただくことになると思っております。

森杉部会長　そうですか。そうすると、利水の効果がどの程度あるかということをも十分検討することになるということですね。治水だけじゃなくて。

河川課長　今回示したデータを提供してご審議いただくと思っております。

森杉部会長　わかりました。
ほかにどうぞ。いいですか。

河川課長　ただ1点、ちょっとお話しさせていただきたいんですが、河川法の改正が平成9年に行われまして、従来の治水、利水に加えて、河川環境というのが大きな河川管理の目標になってきたわけです。それで、総合的にそれらを含めて河川管理をしていくという目的が第1条にうたわれております。ですから、⑤案は、河川環境に対しては何も答えを出していないと。いわゆる、うちでは利水容量の中に農業用水の補給と正常流量、これをやっているわけです。ですから、河川法に合致した形でダムの建設を進めようと考えております。しかし、⑤案でありますと、その補給ができない、河川環境に対する、そういうことが改修をしたことによって、川幅も広がる、いろいろな面で、そこに水が絶えず……。計画論では10年に1回の渇水を基準として計画を立てていますから、そういうことができないということでは問題があるかと思っています。ですから、そういったところを流域の川内沢川の整備委員会にもお話ししていきたいと思っております。

森杉部会長　その点はわかりました。そうすると、この利水といっても、ほとんどの部分が維持用水だということですね。

河川課長　35万トン中、概ね半分ずつでございます、この場合は、ほとんど。

森杉部会長　半分が農業用水、半分が維持用水ですね。（「そうでございます」の声あり）維持用水については河川法でそういうふうなことの推進をやっているということは僕もわかりますけれども、実際、この調書で維持用水の便益を全然明示的にされていないんですよ。つまり、現在の河川局も河川課の方々も維持用水が必要だとおっしゃりながら、その便益はないですよ。あるいは建設部に相当するという形でその明示化は行われていないんですよ。この点だけは強く申し上げておきたいと思うんですよ。これをやっぱりやらない限り、こういう非常にその要素が大きな影響を持つような事業については非常に弱点ですよ、この状態は。ぜひとも、指摘と、僕はできたらトライアルをぜひお願いしたいと思いま

すけれどもね。

何度か、ケーススタディーで、僕も国の河川局の方とつき合ってやったことがあるんですけども、なかなか難しいんですよ、これ。非常に生態として優秀な生態があるような場合にはこれはもちろん十分価値があるわけですけども、必ずしもこの川内沢というのはすごい生態がいいとも、めちゃくちゃいいとは少なくとも言いにくいような川ですから、そうなってくると効果はかなり微妙な問題がありますよね。というふうなことも僕はコメントとして今の課長のおっしゃる点に対してはしておきたいと思いますね。

徳永委員 利水ということになった場合、利水に関して受益者負担というのはあるんですか、ないんですか。

河川課長 ございませぬ。今までの容量をアップしない限りありません。

森杉部会長 そういうことですか。

河川課長 いわゆる既得用水を補給するんですから。

森杉部会長 どういうことになるのですか。つまり新しく農業用水の確保をするんじゃないのですか。堰を壊しちゃうから。

河川課長 いわゆる水を貯めますね。それで、10年に1回の渇水時でも耐えられるような形にするわけです。ですから、水利権はそのままその堰でとるわけですね。

沼倉委員 理解とすれば、今既にこの川内沢川から取水をしていると。ダムをつくる際にその取水容量を維持するために利水目的としてのダムが必要となると。ですから、治水ダムをつくるがために利水ダムが必要になるという構想。もちろんそれは安定補給ということが付加されるという意味だと思います。既にここから容量が今現状とっているということ。ですから、追加されるわけではないと。当然、この農業者にとっては今利用している水についてはそこは保障してくださいという、それだけのものだ。（「渇水になるのは河川の責任だ。」の声あり）

河川課長 それは自然に聞かないと、ちょっと。

森杉部会長 大変詳しい、いろいろな説明を受けましたし、いろいろな問題点が浮かび上がってきたと思います。これは一つのこの審議会の大きな機能であったらと思います。だけれども、この程度にして、後はこの流域委員会の方で十分検討をお願いしたいと。加藤先生が入っておられますから、ぜひとも……。 （「そこまではやれないのではないかと思います」の声あり）ぜひとも、これはあえてお願いしておきたいと思います。ぜひともそれを検討お願いいたします。

そういうことで、真野先生だというふうに聞きましたので、真野先生にもしつこく申し上げておこうと思っておりますが、まだ、お話をする機会がありませんけれども、この状況を詳しくお話しておきたいと思っております、そういう

ことで、ぜひとも丁寧な検討のほどをお願い申し上げます。

一方で、流域委員会の一定程度の見解とか、まとまったようなことがありましたら、また改めて、1年以内であってもここに報告のほどをぜひともお願いいたします。

そういうことで、そういうふうになりましたか、この前も。（「ええ」の声あり）では、そんなふうな形で前回審議結果については継続でご検討いただきたいという条件つきで、丁寧にご検討をいただきたいという条件つきでやっておりますので、そのまま本日のご報告を終わりたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日は例によって時間をオーバーしておりますが、15分程度のオーバーで終わることができます。

以上でよろしゅうございませうね。事務局、何か審議とかその他ございませうか。（「特にありません」の声あり）よろしゅうございませうか。

それでは、皆さん、本日はありがとうございました。

これをもちまして今年度の審議は終わりです。

あとは最後に10月ごろ知事への答申案の審議をお願いすることになります。

事務局 次回の委員会でございますけれども、10月24日、午前9時半からの予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の第4回部会を終了とします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 遠藤勝彦 印

議事録署名人 両角和夫 印